

丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例（令和3年丸森町条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(再生可能エネルギー)

第3条 条例第2条第1号に規定する再生可能エネルギーは、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光
- (2) 風力
- (3) 水力
- (4) バイオマス（動植物に由来するものであって、エネルギー源として利用することができるもの）

(協議の届出)

第4条 条例第10条第1項の規定による協議の届出は、再生可能エネルギー発電設備設置事業協議届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 登記事項証明書（事業者が法人の場合）
- (2) 住民票抄本（事業者が個人の場合）
- (3) 事業計画書（様式第2号）
- (4) 事業区域等状況調書（様式第3号）
- (5) 説明会報告書（様式第4号）
- (6) 再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書（様式第5号）
- (7) 別表に定める図書

2 条例第10条第2項の規定による変更の協議の届出は、再生可能エネルギー発電設備設置事業変更協議届出書（様式第6号）に、変更に係る書類を添付して行うものとする。

3 事業者は、前2項の書類について正副2通を作成し、町長に提出しなければならない。

(協議会の設置)

第5条 町長は、条例第10条の規定による協議の届出があったときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、条例第13条第1項に規定する再生可能エネルギー発電設備設置協議会（以下「協議会」という。）を設置し、意見を聴取するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、協議会の意見の聴取を要さないものとする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の出力の合計が1,000キロワット未満又は事業区域の面積が1万平方メートル未満のもの
 - (2) 事業区域が条例第8条に規定する禁止区域及び条例第9条に規定する抑制区域に該当しないもの
 - (3) 自然環境及び生活環境に特段の影響を及ぼさず、かつ、住民等の理解が得られていると認められるもの
- (協議会の所掌事項)

第6条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う防災及び安全に関すること。
 - (2) 事業区域の良好な自然環境・景観の保全に関すること。
 - (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置に伴う生活環境の保全に関すること。
 - (4) 行政区及び住民等との良好な関係性に関すること。
 - (5) 再生可能エネルギー発電設備の設置後の維持管理に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- (協議会の組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(協議会の会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第10条 協議会の庶務は、町民税務課において処理する。

（事業内容等の軽微な変更）

第11条 条例第11条第2項ただし書に規定する事業内容等の変更が軽微なものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積の縮小
- (2) 事業区域（禁止区域及び抑制区域を除く。）の面積の1割未満の拡大
- (3) 設計者又は工事施工者の変更
- (4) 事業着手又は完了の予定日の変更

（協議結果の通知）

第12条 条例第13条第2項の規定による協議結果の通知は、協議結果通知書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第13条第4項の規定による届出は、同意の条件に係る対応措置届出書（様式第8号）により行うものとする。

（事業の着手等の届出）

第13条 条例第14条に規定する事業の着手等の届出は、工事（着手・完了・中止・再開）届出書（様式第9号）により行うものとする。

（地位の承継）

第14条 条例第16条の規定による地位の承継の届出は、事業承継届出書（様式第10号）により行うものとする。

（維持管理に関する報告）

第15条 条例第17条の規定による報告は、事業状況報告書（様式第11号）により行うものとする。

（発電事業終了の届出）

第16条 条例第19条の規定による発電事業終了の届出は、発電事業終了届出書（様式第12号）により行うものとする。

（立入調査証）

第17条 条例第21条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第13号）とする。

（助言、指導又は勧告）

第18条 条例第22条第1項の規定による助言又は指導は、助言・指導通知書（様式第14号）により行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第15号）により行うものとする。

（公表）

第19条 条例第23条第1項の規定による公表は、丸森町公告式条例（昭和29年丸森町条例第1号）に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

（弁明の機会）

第20条 条例第23条第2項の規定による弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書（様式第16号）により行うものとする。

- 2 前項の規定により通知を受けた事業者は、前条の公表に係る弁明をしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 14 日以内に、公表に係る弁明書（様式第 17 号）により行わなければならない。

（補則）

第 21 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

図書の種類	備考
1 位置図及び現況写真	
2 公図	説明に係る範囲、地番及び所有者を記入
3 土地利用計画図（配置図）	縮尺 1000 分の 1 以上
4 土地造成計画平面図	縮尺 1000 分の 1 以上
5 土地造成計画縦断図	縮尺縦 100 分の 1 以上、横 1000 分の 1 以上
6 土地造成計画横断図	縮尺 100 分の 1 から 200 分の 1 まで
7 流量計算書	
8 排水施設構造図	
9 排水に係る放流承諾書	
10 反射光影響予測図	太陽光パネルによる周囲への反射光影響範囲を予測した図面
11 工事施工方法書（計画書）	作業方法及び工法を示した図書
12 工事実施体制表	施主、工事施行者、保守管理者等を示した図書
13 他法令等による許認可等を受けている場合は、その写し	
14 維持管理計画書	
15 その他町長が必要と認める書類	住民等からの意見の申出により協議を行った場合は、その協議状況（申出書及び見解書の写しを添付） 発電事業終了に係る発電設備や施設の撤去、処分及び原状回復に係る計画（資金計画を含む。）

備考 7 から 14 までの書類について提出できないときは、町の指示によるものとする。